

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿  
同 理事長 殿

公益財団法人全国高等学校体育連盟  
定時制通信制部長 前畑光男



**全国高等学校定時制通信制体育大会開催基準要項小規模定時制通信高校  
における合同チーム参加資格の特例及び規約の改正について（通知）**

日頃より、本専門部事業への御理解、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。  
さて、標記の件について、本連盟の承認を受け、下記の通り規約を改正することとなりました。  
つきましては、趣旨を御理解の上、各都道府県における適切な御対応をお願い申し上げます。  
今後とも、全国高等学校定時制通信制体育大会へのあたたかい御支援をお願いいたします。  
なお、御不明な点は、総合事務局までお問い合わせください。

記

1 内容

合同チーム編成における、以下の条件を改定する。※別紙「新旧比較表」参照

- (1) 学校の規模  
在籍生徒数120名以下を部員数不足により、1校単位での出場が困難な場合とする。
- (2) チーム編成年数  
3ヶ年を1ヶ年とする。
- (3) 申請期間  
前年度2月1日から2月末日までを当該年度4月1日から4月末日までとする。
- (4) 対象競技別の各校人数条件
  - ア 卓球（団体戦）（部員数2名以下）
  - イ バレーボール（部員数5名以下）
  - ウ バasketボール（部員数4名以下）
  - エ サッカー（部員数10名以下）

2 施行

令和4年4月1日

3 理由

合同チームの承認は、これまで第1学年の在籍者数を基準とし、通信制課程や大規模校との合同を認めてこなかった。しかし、部活動離れが加速する中、学校規模を問わず、1校単位での大会出場が困難な状況となった。

総合事務局では、この現状を真摯に受け止め、一人でも多くの生徒が試合出場を目指すことのできる環境づくりが必要であると判断した。

【問合せ先】

(公財) 全国高等学校体育連盟定時制通信制部  
(東京都立総合工科高等学校定時制課程内)  
総合事務局長 門間 謙次  
電 話 03-3483-0204

## 1 変更内容

旧	新	備考
<p>1 合同チームの編成の要件</p> <p>イ：<u>小規模</u>定時制通信制において、競技ごとに複数校で構成する合同チームを編成することができる。<u>ただしその結果、当該校の年間の募集人員の合計が120名を越えてはならない。</u></p>	<p>1 合同チームの編成の要件</p> <p>イ：定時制通信制において、<b>部員数不足により、1校単位での出場が困難な場合</b>、競技ごとに複数校で構成する合同チームを編成することができる。</p>	削除 追加
<p>ロ：<u>この特例による合同チームに統廃合の対象になった定時制通信制を含むことができる。*但し、上記1.イの制限を受けない。</u></p>		削除
<p>ハ：この特例による合同チームは原則<b>3ヶ</b>年間、このチームを維持する。<u>ただし募集人員の変更によってイの範囲を超える、または統廃合によって</u>チーム編成が変更になった場合には合同チームを解除、もしくは再度申請を行うものとする。</p>	<p>ハ：この特例による合同チームは原則<b>1ヶ</b>年間、このチームを維持する。ただし、チーム編成が変更になった場合には合同チームを解除、もしくは再度申請を行うものとする。</p>	変更 削除
<p>3 特例による合同チームの申請と承認について</p> <p>ロ：申請は合同チームの編成を希望する前年度の<b>2月1日より2月末日まで</b>の間に行うものとする。</p> <p>ハ：合同チームが認められた場合、その期間は4月1日より原則<b>3カ</b>年間とする。</p>	<p>3 特例による合同チームの申請と承認について</p> <p>ロ：申請は合同チームの編成を希望する当該年度の<b>4月1日から4月末日まで</b>の間に行うものとする。</p> <p>ハ：合同チームが認められた場合、その期間は4月1日より原則<b>1カ</b>年間とする。</p>	変更
<p>4 その他</p> <p>ハ：合同チームの対象となる種目は、バレーボール・バスケットボール・サッカーとする。(軟式野球は別途定める全国高等学校校定時制通信制軟式野球連盟の合同チーム規約によるものとする)</p>	<p>4 その他</p> <p>ハ：合同チームの対象となる種目は、バレーボール<b>(部員数5名以下)</b>・バスケットボール<b>(部員数4名以下)</b>・サッカー<b>(部員数10名以下)</b>・卓球<b>(部員数2名以下)</b>とする。</p> <p><b>なお、軟式野球は別途定める全国高等学校校定時制通信制軟式野球連盟の規定する合同チーム規約によるものとする)</b></p>	追加

## 定時制通信制高校における合同チーム参加資格の特例及び規約

### 1 合同チームの編成の要件

- イ 定時制通信制において、競技ごとに複数校で構成する合同チームを編成することができる。
- ロ この特例による合同チームは原則1ヶ年間、このチームを維持する。  
ただし、チーム編成が変更になった場合には、合同チームを解除、もしくは再度申請を行うものとする。
- ハ 各都道府県高等学校体育連盟において、合同チームが適正であり、勝利至上ではないと認められること。

### 2 参加資格及び登録について

- イ 都道府県高体連に加盟する高等学校に所属すること。
- ロ 登録においては各都道府県高体連において行うこと。

### 3 特例による合同チームの申請と承認について

- イ 合同チームを編成する場合、各都道府県高体連を経て（公財）全国高等学校体育連盟定時制通信制部まで別に定める申請書及び資料を提出する。
- ロ 申請は合同チームの編成を希望する当該年度の4月1日より4月末日までの間に行うものとする。
- ハ 合同チームが認められた場合、その期間は、4月1日より原則1ヶ年間とする。

### 4 その他

- イ この他の出場資格に関しては（公財）全国高等学校体育連盟の定める参加資格に準ずるものとする。
- ロ 全国高等学校定時制通信制体育大会及び本大会の地方予選において不正等が発覚した場合には参加出場権を剥奪する。
- ハ 合同チームの対象となる種目は、バレーボール（部員数5名）・バスケットボール（部員数4名）・サッカー（部員数10名）・卓球部員数2名とする。（軟式野球は別途定める全国高等学校定時制通信制軟式野球連盟の合同チーム規約によるものとする）
- ニ この規約は令和4年4月1日より施行する。